

那霸市SDGs推進方針



令和4年（2022年）7月

那 霸 市

目 次

1	策定の趣旨	1
2	SDGs 推進における基本的な考え方	2
3	SDGs 達成に向けた取組	2
	(1) 市の政策へのSDGs 反映	2
	(2) SDGs の理解促進	2
	(3) 多様なステークホルダーの連携・協働	2
4	総合計画とSDGs の関係	3
5	推進体制及び進捗管理	3
	第5次総合計画の各施策とSDGs の各ゴールの対応表	4
	参考資料	9

1 策定の趣旨

2015年9月の国連サミットにおいて、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）として、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、ジェンダー、気候変動、平和などに関する17のゴールと169のターゲットを掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。

SDGsは、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」という理念の下、2030年を達成年限とし、全ての国が経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組むべき普遍的な目標であり、日本国内においてもSDGsの達成に向け、国や地方自治体、民間企業、市民社会、消費者、地域の住民、NPOなどの多様なステークホルダーが、自分ごととして捉え、連携・協働して取り組んでいくことが求められています。

本市においても、普遍的な目標であるSDGsの達成に向けて取組を進めていく必要があることから、SDGsの推進に関する方針を定めるものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



2 SDGs 推進における基本的な考え方

市民との協働で策定した本市の最上位計画である「第5次那覇市総合計画」において掲げた「めざすまちの姿」は、SDGsと同様に「バックキャスト¹」の発想に基づいて設定しており、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念や17のゴールと共通する点が多く、総合計画を着実に推進することがSDGsの達成に寄与するものと考えられます。

そのため、本市におけるSDGsの推進にあたっては、総合計画と一体的に推進することでSDGsの達成を図ります。

3 SDGs 達成に向けた取組

SDGsの達成に向けて、次の3つの観点から取組を進めます。

(1) 市の政策へのSDGs 反映

総合計画はもとより、本市が策定する各種計画や方針等においてもSDGsとの関係を明示することで、職員に意識付けを行うとともに、各事業や業務を通して全庁的なSDGsの推進を図ります。

(2) SDGs の理解促進

職員や市民、民間企業等に対し、必要な情報等の提供やセミナー開催など、SDGsの理解の向上や理念の共有に向けた情報発信及び普及啓発に取り組みます。

(3) 多様なステークホルダーの連携・協働

本市をはじめ、市民、民間企業、NPOなどの多様なステークホルダーが、SDGsを自分ごととして捉え、連携・協働しながら推進していきます。

¹ 目標とする未来のあるべき姿から逆算し、何をしなければならないのかを考える手法。



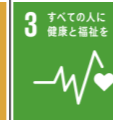





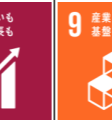








4 総合計画とSDGsの関係

SDGsの達成に寄与する取組を着実に進めるため、総合計画の59の施策及び136の指標とSDGsの17のゴールの関係を次ページ「第5次総合計画の各施策とSDGsの各ゴールの対応表」に示します。

5 推進体制及び進捗管理

SDGsは、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組むべきであること、総合計画を着実に推進することで達成が図られることから、全庁横断的な那覇市総合計画策定推進本部において、総合計画と併せて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを回すことにより継続的に改善を図っていきます。

第5次総合計画の各施策とSDGsの各ゴールの対応表

めざすまちの姿		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
政策																			
施策																			
指標																			
多様なつながりで共に助け合い、認め合う安全安心に暮らせるまち NAHA																			
1 小さな「わ」が大きな「Wa」に広がる協働によるまちづくり																			
1 自治会や校区まちづくり協議会などが活発に活動するまちをつくる																			
1 市民等と行政が協働しておこなった事業などの件数(累計)																			●
2 校区まちづくり協議会設立校区数(累計)																			○
3 なは市民活動支援センターの延べ利用件数(人数)																			○
2 市民が幅広い活動に参加する仕組みが整ったまちをつくる																			●
4 なは市民協働大学・大学院卒業生数																			○
5 協働大使委嘱者数																			○
6 那覇市人材データベース登録者数(累計)																			○
7 まちづくり活動に参加している市民の割合																			○
2 地域の力が重なる安全安心のまちづくり																			
3 地域の防犯・交通安全活動を推進し、安全安心を実感できるまちをつくる																			●
8 市内で保安灯を維持管理している団体に交付される保安灯電気料補助事業の申請団体数																			○
9 交通指導員が2名以上配置されている小学校区数																			○
4 相談体制が充実した暮らしを守るまちをつくる																			●
10 消費者教育に関する講演・研修会の開催回数																			○
11 消費生活センター斡旋によって解決した案件の割合																			○
5 災害対応力の高いまちをつくる																			●
12 自治会等に対して実施する防災講話等の実施回数(単年度)																			○
13 災害時応援協定締結事業者数(累計)																			○
14 住宅用火災警報器の設置率																			○
3 交流の輪を広げ平和を希求するまちづくり																			
6 平和を希求する想いを発信し、平和の尊さを受け継いでいくまちをつくる																			●
15 青少年ピースフォーラムに派遣する生徒の延べ人数																			○
16 平和事業の充実																			○
7 国際交流で、つながり、ひろがるまちをつくる																			●
17 那覇福州児童生徒交流祭における派遣児童生徒の延べ人数																			○
18 那覇市海外移住子弟研修生受入事業における研修生の延べ受入人数																			○
4 人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり																			
8 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちをつくる																			●
19 審議会等委員の女性登用率																			○
20 なは女性センター講座の延べ受講者数																			○
互いの幸せを地域と福祉で支え合い誰もが輝くまち NAHA																			
5 地域で暮らし地域で支えるまちづくり																			
9 地域みんなが、支え合うまちをつくる																			●
21 「地域見守り隊」の結成数																			○
22 民生委員・児童委員の充足率																			○
10 小学校区などの身近な地域の中で、高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくる																			●
23 地域包括支援センターにおける相談件数																			○
24 介護予防に関する事業への参加人数																			○
25 チャーがんじゅうポイント制への登録者数																			○
26 認知症サポーター養成講座の延べ受講者数																			○
11 障がいのある人が安心して暮らし、働けるまちをつくる																			●
27 一般就労後、就労定着支援を受けて1年以上の継続就労者の割合(年度)																			○
28 施設入所から在宅生活に移行した障がい者数(累計)																			○
29 障がい当事者の障害者差別解消法及び県条例に関する認知の割合																			○
12 子どもの貧困対策をすすめる子ども達が夢を持って成長できるまちをつくる																			●
30 生活保護世帯に属する子どもの高校進学率																			○
31 生活保護世帯の高等学校中途退学率																			○
32 子どもの居場所の数																			○

めざすまちの姿		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
政策																		
施策																		
指標																		
6 すべての人が健康で生き生きと暮らせるまちづくり																		
13	市民一人ひとりが健康づくりを実践するまちをつくる			●														●
33	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合			○														
34	運動習慣者の割合(20~64歳)			○														
35	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合(40~74歳)			○														
36	20代、30代の男女の喫煙している者の割合			○														
37	「健康づくり市民会議」で健康づくりを計画的に推進する団体数			○														○
14	市民一人ひとりがこころの健康を維持することができるまちをつくる			●														●
38	ゲートキーパー養成講座受講者数(累計)			○														○
39	人口10万人当たりの自殺者数(実数)			○														
15	親と子が地域の中で共につながり健やかに暮らせるまちをつくる			●	●													●
40	3歳児健康診査受診率			○	○													
41	子育てについて、身近に相談できる人がいると答える人の割合			○	○													
7 身近な地域で良質かつ適切な医療が受けられるまちづくり																		
16	地域医療の充実したまちをつくる			●														
42	紹介率(紹介患者数/初診患者数×100)			○														
43	逆紹介率(逆紹介患者数/初診患者数×100)			○														
17	適切に救急医療につなげるまちをつくる			●														
44	救急隊現場到着所要時間			○														
45	応急手当講習会の受講者数			○														
18	健診受診の意識を高め、医療費の適正化を進めるまちをつくる			●														
46	特定健康診査の受診率(40代~50代の働き盛り世代)			○														
47	メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の改善率			○														
8 衛生的で快適に暮らし、健康危機にも強いまちづくり																		
19	衛生的で快適な生活環境を守るまちをつくる			●								●						
48	食品等の試験検査の実施数			○														
20	健康危機管理体制が整ったまちをつくる			●														●
49	結核罹患率(人口10万対)			○														
50	健康危機管理訓練			○														○
次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA																		
9 子育てが楽しくなるまちづくり																		
21	すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる	●	●		●	●												
51	保育所等利用待機児童数					○												
52	教育・保育施設の利用状況				○													
22	支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる	●		●	●						●						●	
53	育児支援家庭訪問事業の訪問延べ件数			○	○												○	
54	保育園、認定こども園等への巡回指導、訪問件数			○	○													
10 自らの力で未来を拓く子ども達を応援するまちづくり																		
23	自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる	●			●													
55	全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との差(中学校数学)				○													
56	学校に行くことが楽しいと感じる児童生徒の割合				○													
57	不登校児童生徒の割合				○													
24	学校施設の補修・整備をすすめ、安全安心な教育環境があるまちをつくる	●	●		●			●				●						
58	新耐震基準に適合する校舎などの割合				○							○						
11 生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させるまちづくり																		
25	どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる				●							●						●
59	公民館における地域連携・世代間交流事業実施の満足度				○							○						○
60	図書館来館者数				○							○						
61	レファレンス(調査相談)件数				○													
26	どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる			●	●						●							●
62	那覇市主催のスポーツ・レクリエーション大会等への参加者数			○	○													


めざすまちの姿		1 貧困をなくそう	2 気候変動に脅かされる命を救おう	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
政策																		
施策																		
指標																		
27	学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる				●							●						●
63	地域学校連携施設延べ利用回数				○													○
64	放課後子ども教室等が設置されている小学校区数				○													○
65	学校体育施設の利用率				○													
12	郷土の歴史・伝統文化・芸能にふれあい、新たな文化を創造するまちづくり																	
28	文化が保存され継承されるまちをつくる				●							●						
66	焼物博物館、歴史博物館、識名園、玉陵、伝統工芸館の入館・入園者数				○													
67	講座・解説会など実施回数				○													
29	市民の文化芸術・芸能活動を支援するまちをつくる				●							●						●
68	主要文化施設利用者の満足度 (新文化芸術発信拠点施設、パレット市民劇場、那覇市民ギャラリー)				○							○						
69	市民が文化活動を主体的に行う機会や、優れた文化や地域文化を観たり、ふれる機会が充実しているまちと思う人の割合				○							○						
70	主要文化施設施設稼働率 (市民会館、パレット市民劇場、市民ギャラリー)				○							○						
ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる万国津梁のまち NAHA																		
13	ビジネス・リゾートと歴史・文化が融合する観光まちづくり																	
30	国際化に対応した観光環境の整備されたまちをつくる								●			●						
71	延べ市内宿泊客数								○									
72	観光客一人当たりの市内消費額								○									
31	那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる								●	●		●						
73	観光収入額								○									
74	市内宿泊日数								○									
14	様々な産業が集い・育ち・ひろがるまちづくり																	
32	戦略的産業及び新たな産業の振興により稼げるまちをつくる								●	●								
75	那覇市へ進出した情報通信関連企業数(累計)									○								
76	那覇市へ進出した情報通信関連企業による雇用者数(累計)								○									
77	市民所得								○									
73	観光収入額								○									
33	商工業が発展するまちをつくる								●	●								
78	窓口相談から結びついた創業数								○									
79	開業率								○									
80	廃業率								○									
81	第3次産業市内純生産額(百万円)								○									
34	農水産業が生き生きとしたまちをつくる		●							●					●			
82	那覇市農業算出額		○															
83	那覇市海面漁業生産量(まぐろ類)														○			
35	那覇港の物流・交流拠点機能を強化し、世界に開かれたまちをつくる									●								
84	那覇港の取扱貨物量									○								
36	オープンデータが活用されるまちをつくる									●								●
85	オープンデータの公開数									○								
86	オープンデータを活用したアプリケーション数									○								
15	産業を支える市民とその労働環境を整えるまちづくり																	
37	みんなが笑顔で楽しく働きやすいまちをつくる	●								●								
87	沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の認証市内企業数									○								
38	産業を支える人材が育つまちをつくる				●					●	●							
88	就職に結びついた相談数(なほし就職・創業なんでも相談センター)									○								
89	就業者数									○								
16	中心市街地を活かしたまちづくり																	
39	商店街やマチグラーなど賑わうまちをつくる									●		●						
90	中心商店街の歩行者通行量(平日)											○						
91	中心市街地の従業者数									○								
92	中心商店街へ行く那覇市民の割合 (月に1~2回以上)											○						


めざすまちの姿		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
政策		貧困をなくそう	真実をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
施策																		
指標																		
40	中心市街地の再整備などを行い魅力あるまちをつくる						●					●						
93	老朽アーケードの課題解決に取り組む商店街等の数											○						
94	公衆用トイレや駐輪場などの課題解決に向けた施設整備等への取り組み事例数						○					○						
自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA																		
17	省エネを実践し、資源が循環するまちづくり																	
41	省エネを実践するライフスタイルへの転換を促進するまちをつくる							●							●			
95	地球温暖化を防ぐための実践項目数							○							○			
42	ごみを減らし、資源として再利用、再生利用するまちをつくる								●			●	●					
96	ごみの排出量(1人/1日)								○				○					
97	リサイクル率												○					
98	拠点回収事業実施団体数												○					
18	自然環境が育まれた那覇らしい亜熱帯庭園都市のまちづくり																	
43	那覇らしい景観を実現し、次世代に受け継ぐまちをつくる											●						●
99	都市景観形成地域における赤瓦などの工事への助成数(累計)											○						○
100	屋外広告物の許可申請件数(件/年)											○						
44	自然や水辺環境をみんなで育むまちをつくる						●								●	●		
101	河川の水質が改善している 箇所割合(河川：C類型)						○											
102	自然観察会等へ参加する市民の満足度						○								○	○		
45	魅力ある公園を整備し、みどりを守り・育て・活かすまちをつくる											●						
103	一人当たり都市公園面積											○						
104	緑化推進事業への市民参加数											○						
46	地域と共にみどり豊かな美しい道路空間のあるまちをつくる											●						●
105	道路ボランティア、グリーン・ロード・サポーター活動団体数											○						○
106	違反簡易広告物除却活動団体数											○						○
19	暮らしてよし歩いて楽しい快適なまちづくり																	
47	市街地の整備を促進し安全で快適な魅力あるまちをつくる											●						
107	密集市街地の改善に取り組んだ地区数(累計)											○						
108	2項道路後退表示板設置件数(累計)											○						
109	地籍調査の実施率											○						
110	耐震基準を満たしている多数の者が利用する建築物の割合											○						
48	誰もが移動しやすいまちをつくる									●		●						
111	交通体系の整備に対する満足度									○		○						
112	混雑時平均旅行速度									○		○						
49	住宅環境が整備され、快適に住むことができるまちをつくる	●										●						
113	市営住宅の建替更新戸数	○										○						
114	市営住宅における多子世帯向け住宅の供給戸数											○						
50	人と動物が共生し、衛生的な生活環境が確保されたまちをつくる			●												●		
115	狂犬病予防注射接種率			○														
116	犬猫の収容数			○														
20	災害に強い都市基盤の整備で安全安心のまちづくり																	
51	安全安心で快適な都市空間の確保されたまちをつくる									●		●						
117	都市計画道路の整備率									○		○						
118	歩道の整備延長(累計)									○		○						
52	強靱な水道で、いつでもどこでも安全安心なまちをつくる						●					●						
119	基幹管路の耐震化率						○					○						
53	公共下水道を整備促進し、安全安心なまちをつくる						●					●						
120	下水道処理人口普及率						○					○						
121	下水道接続率						○					○						
122	汚水管きよの改築延長(累計)						○					○						
21	那覇の魅力と特性を活かした土地利用を進めるまちづくり																	
54	地域の特性を活かし魅力が高められたまちをつくる											●						●
123	まちづくりに取り組む市民組織等へのアドバイザーの派遣数(累計)											○						○
124	土地利用の誘導に資する都市計画決定・変更の件数											○						

めざすまちの姿		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
政策																		
施策																		
指標																		
55	那覇港湾施設(那覇軍港)の跡地を活かしたまちをつくる											●						●
125	那覇軍港跡地利用計画の策定											○						
126	地権者情報誌の延べ発行回数											○						
市民との信頼を深め、効率的で効果的な行財政運営を行う																		
22	市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり																	
56	社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる				●	●			●									
127	市職員数					○			○									
128	職員の職場研修・職場外研修への延べ参加人数				○													
57	行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる																●	
129	オンラインで手続きを行った件数の割合																○	
130	A.A.O.ウェブサイトをクオリティ実態調査																○	
23	効率的で効果的な行財政運営を行う																	
58	市民満足度の高いサービスの提供をすすめる																●	●
131	窓口サービスに満足している人の割合																○	
132	総合的な行政経営システムの構築																	○
59	持続可能な財政運営をすすめる																	●
133	経常収支比率																	○
134	実質公債費比率																	○
135	将来負担比率																	○
136	市税収納率																	○

参考資料

SDGsの17のゴールごとに、自治体行政の果たし得る役割²、ターゲット³、ターゲットの日本語コピー⁴を以下に示します。

 <p>1 貧困をなくそう</p> <p>【貧困】</p>	<p>1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>自治体行政の果たし得る役割</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>ターゲット</p> <p>1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。</p> <p>1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。</p> <p>1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p> <p>1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。</p> <p>1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。</p> <p>1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。</p> <p>1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。</p>
<p>ターゲットの日本語コピー</p> <p>1.1 1日150円以下で生活する人をゼロにしよう</p> <p>1.2 どの、どんな貧困も、半分に減らそう</p> <p>1.3 貧困や弱い立場にある人を守る仕組みをもっとつこう</p> <p>1.4 誰もがお金を稼ぐために必要なモノや知識に手が届くように</p> <p>1.5 社会的弱者が被る自然災害の被害や経済的・社会的打撃を減らそう</p> <p>1.a 開発途上国の貧困に、十分な知恵や人材のサポートを</p> <p>1.b 適正な政策枠組みをつくり、貧困を真に解決する投資を増やそう</p>	


 <p>2 飢餓をゼロに</p> <p>【飢餓】</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>自治体行政の果たし得る役割</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>ターゲット</p>

² 国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)が、SDGsの各ゴールに対して示したもの。出典：私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)－導入のためのガイドライン(一般財団法人建築環境・省エネルギー機構 発行)。

³ SDGsには17のゴール(意欲目標)のほか、169のターゲット(達成目標)が掲げられている。

⁴ 169のターゲットを短い言葉で言い表した日本語コピー。2020年6月22日から11月30日の期間で実施された「SDGs169ターゲットアイコン日本版制作プロジェクト」で、全国の学生、学校団体、教育団体から募集した日本語コピーをもとに、SDGs169ターゲットアイコン日本版制作委員会(事務局：株式会社朝日新聞社)が作成したもの。


2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜の遺伝・バンクへの投資の拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。
ターゲットの日本語コピー	
2.1	誰もが毎日、安全で栄養のあるものを食べられる社会に
2.2	特に、幼児・女子・母親・高齢者の栄養不足を解消しよう
2.3	小規模食料生産者を支援して、生産性と所得を倍増させよう
2.4	世界中の農業を、何があっても続けられるものに変えていこう
2.5	遺伝子の多様性を維持し、未来の食料生産を守ろう
2.a	開発途上国の農業生産能力を高めるための投資を拡大しよう
2.b	農作物への輸出制限や補助金をなくし、公平な貿易を実現しよう
2.c	暮らしを安定させるために、食品価格の急激な変動をおさえよう

3 すべての人に健康と福祉を 	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	自治体行政の果たし得る役割 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
【保健】	
ターゲット	
3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。
3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。
3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。


3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

ターゲットの日本語コピー

- 3.1 妊産婦の死亡率を下げよう
- 3.2 新生児や5歳未満児の死を、もっと防ごう
- 3.3 多くの感染症を根絶し、新たな感染症を防止しよう
- 3.4 正しい生活習慣を促し、早すぎる死亡を食い止めよう
- 3.5 有害な薬物やアルコールの過剰摂取から、みんなを守ろう
- 3.6 交通事故による死傷者を、いまの半分に
- 3.7 すべての国と地域で、性や出産に関わる教育とサービスの充実を
- 3.8 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成しよう
- 3.9 環境汚染による死亡や病気を、大幅に減らそう
- 3.a すべての人をたばこの害から守る約束を、確実に実行しよう
- 3.b 開発途上国に必要な、ワクチンや医薬品の研究開発を支援しよう
- 3.c 開発途上国の保健財政や保健人材を充実させよう
- 3.d 全世界で健康リスクに早く気づき、改善できるようにしよう


 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>【教育】</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>自治体行政の果たし得る役割</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
<p>ターゲット</p>	
4.1	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。

ターゲットの日本語コピー	
4.1	すべてのこどもに、無償で質の高い初等・中等教育を
4.2	すべての未就学児に、十分な就学前教育を
4.3	すべての人に、手頃で質の高い高等教育を
4.4	経済的な自立のために、十分な職業スキルをみんなに
4.5	どんな人でも平等に、教育や職業訓練を受けられるようにしよう
4.6	みんなが、読み・書き・計算できる世界へ
4.7	SDGs 達成のために、必要な知識とスキルをみんなに
4.a	誰もが安心して利用できる教育施設を
4.b	開発途上国の生徒が高等教育を受けるための奨学金をもっと
4.c	国際協力で、開発途上国に先生を増やそう

5 ジェンダー平等を実現しよう	
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
	自治体行政の果たし得る役割 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
【ジェンダー】	

ターゲット	
5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。


ターゲットの日本語コピー	
5.1	全世界の、あらゆる形の女性差別に終止符を
5.2	女性に対する暴力とあらゆる形の搾取を根絶しよう
5.3	女性に対する理不尽で有害なしきたりをなくそう
5.4	家事や育児を労働とみなし、家族で、社会全体で分担しよう
5.5	あらゆる意思決定に、男女が平等に参加できる社会へ
5.6	性の自己決定権を、すべての男女に
5.a	女性にも、経済上の平等な権利を
5.b	ICTを活用して、女性をもっと活躍できる社会に
5.c	ジェンダー平等を促進する政策や法律を導入しよう

6 安全な水とトイレを世界中に	
6 安全な水とトイレを世界中に 	6 安全な水とトイレを世界中に 全ての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	自治体行政の果たし得る役割 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
【水・衛生】	
ターゲット	

6.1	2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

ターゲットの日本語コピー

6.1	すべての人に安全で手頃な飲み水を
6.2	世界中で、屋外排泄をゼロに
6.3	汚染を減らし、再利用を増やし、水質を改善しよう
6.4	安定した水の供給を確保し、水不足で悩む人を減らそう
6.5	水をめぐる紛争をなくし、仲良く使おう
6.6	水に関わるすべての生態系を保護し、回復させよう
6.a	水とトイレに関する開発途上国への支援を拡大しよう
6.b	地域の水を、地域で守れるようにしよう


7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	自治体行政の果たし得る役割 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

ターゲット

7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

ターゲットの日本語コピー


7.1	手頃で品質の高い、電気・熱・ガスをみんなに
7.2	再生可能エネルギーの、世界的な使用率をあげよう
7.3	全世界で、エネルギー効率の改善率を2倍にしよう
7.a	クリーンエネルギーに関する研究・利用・投資を促進しよう
7.b	開発途上国のすべての人に、エネルギーを提供できるようにしよう

8 働きがいも 経済成長も 	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	自治体行政の果たし得る役割 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

ターゲット	
8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。


ターゲットの日本語コピー


8.1	各国の経済成長率をキープしよう
8.2	多様な働き方や技術革新を通じて、経済生産性を向上させよう
8.3	新たなビジネスや働き方を、支援する政策を推進しよう
8.4	消費と生産の効率を上げ、経済成長による環境破壊をなくそう
8.5	すべての人に、働く喜びと正当な対価を
8.6	若者の雇用・教育・職業訓練を推進しよう
8.7	この世界から強制労働・人身売買・児童労働をなくそう
8.8	特に弱い立場の移住労働者に、安全・安心な労働環境を
8.9	雇用創出など、地域の未来につながる観光業を推進しよう
8.10	銀行取引・保険・金融サービスを、誰もが利用できる社会に
8.a	開発途上国に対する「貿易のための援助」を拡大しよう
8.b	全世界で、若者が働きやすい仕組みをつくろう

9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
<div style="text-align: center;">  <p>【イノベーション、産業化、イノベーション】</p> </div>	<p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>自治体行政の果たし得る役割</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
	ターゲット
9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。
ターゲットの日本語コピー	
9.1	経済発展と豊かな生活を支える、社会インフラを整備しよう
9.2	誰でも参加でき、その恩恵を受けられる産業をつくらう
9.3	小さな企業にも、金融サービスや市場とのつながりを
9.4	環境に配慮した技術で、インフラや産業を改善しよう
9.5	技術革新のために、研究者も研究開発費も増やそう
9.a	特に支援の届きにくい国へ、インフラ開発の支援を
9.b	開発途上国でも価値ある商品をうみだすための支援を
9.c	世界中の、すべての人が、インターネットを使えるようにしよう

	10 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する
	自治体行政の果たし得る役割 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
【不平等】	
ターゲット	
10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10.a	世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。
ターゲットの日本語コピー	
10.1	それぞれの国で、国内の所得格差をなくそう
10.2	すべての国で、すべての人に、政治・経済・社会に参画する力を
10.3	差別的な法律・政策・慣行をなくし、機会均等を実現しよう
10.4	さらなる平等を実現する、財政・賃金・社会保障政策を
10.5	お金のズルを、世界中で厳しく取り締まろう
10.6	国際的な金融・経済政策に、もっと開発途上国の意見を
10.7	移民や難民を、国と国が連携して支えよう
10.a	開発途上国に優しい貿易を
10.b	支援を必要とする国々に、積極的な開発援助と資金を
10.c	移民の送金コストを3%未満に引き下げよう


11 住み続けられるまちづくりを 	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する 自治体行政の果たし得る役割
	包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
【持続可能な都市】	
ターゲット	
11.1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する。
ターゲットの日本語コピー	
11.1	スラムを減らし、安全で快適な家と暮らしをすべての人に
11.2	誰もがどこでも行けるように、安全で手頃な公共交通機関を
11.3	あらゆる住人とその未来を見据えた、計画的な都市開発を
11.4	文化遺産や自然遺産をみんなで守り、後世に残そう
11.5	自然災害による人や経済の損失を、できるだけ小さく
11.6	都市がもたらす環境への悪影響を最小限にしよう
11.7	すべての人に、安心して利用できる緑地や公共スペースを
11.a	国と地域が連携して、都市・郊外・農村のつながりを強化しよう
11.b	あらゆるレベルで、総合的な災害リスク管理を実施しよう
11.c	後発開発途上国が、地元の資材で建物をつくるための支援を

12 つくる責任 つかう責任 	12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する 自治体行政の果たし得る役割
	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
【持続可能な消費と生産】	
ターゲット	
12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。


12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

ターゲットの日本語コピー

12.1	「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み」を実行しよう
12.2	限りある天然資源を、できるだけ使わずに済むようにしよう
12.3	一人あたりの食品廃棄を半分に減らそう
12.4	化学物質や有害廃棄物の放出を大幅に減らそう
12.5	廃棄物の発生を、3Rで大幅に減らそう
12.6	大企業は率先して、サステナブルな取り組みと発信を
12.7	まずは国から、みんなのお手本となる買い物の仕方を
12.8	持続可能なライフスタイルがどんなものか、みんなを理解しよう
12.a	これらの取り組みを開発途上国が実践できるように支援しよう
12.b	観光業の地域への貢献度を、見える化する手法を開発しよう
12.c	無駄な消費につながる、非効率な補助金はなくしていこう

 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>自治体行政の果たし得る役割</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>【気候変動】</p>	
<p>ターゲット</p>	
13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 ※国連気候変動枠組条約(UNFCCC)が、気候変動への世界的対応について交渉を行う一義的な国際的、政府間対話の場であると認識している。
<p>ターゲットの日本語コピー</p>	
13.1	自然災害に対する対応力と回復力を高めよう
13.2	気候変動対策を、国の政策や計画に落とし込もう
13.3	気候変動に対する、正しい知識と対応能力をみんなに
13.a	できるだけ早く「緑の気候基金」の本格的な運用を

13.b 気候変動対策で、誰も置き去りにしない仕組みを

 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>自治体行政の果たし得る役割</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>


【海洋資源】

ターゲット

14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勧奨しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」のpara 158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

ターゲットの日本語コピー

14.1	海へ流れるゴミを減らし、これ以上の海洋汚染を防ごう
14.2	海の生態系を保護し、自然の回復力を取り戻そう
14.3	CO2を減らし、海の酸化を食い止めよう
14.4	乱獲をやめて、漁業の未来を守ろう
14.5	海の生物を育む、沿岸部を守ろう
14.6	乱獲につながる補助金を廃止しよう
14.7	海とともに生きる小さな島や国の未来を守ろう
14.a	海の豊かさと、それを守る技術を、世界でシェアしよう
14.b	小規模な漁師の市場への参入をサポートしよう
14.c	国際法で海洋資源を守りながら、海を利用しよう

 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p>自治体行政の果たし得る役割</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>


【陸上資源】

ターゲット


15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

ターゲットの日本語コピー

15.1	森や野原、川や湖の生態系を保全し、回復させよう
15.2	森林の劣化と減少を止め、豊かな森を未来に
15.3	砂漠化を食い止め、劣化した土地を回復させよう
15.4	めぐみゆたかな山の生態系を守ろう
15.5	多様な生物とその住処を保護し、絶滅の危機から救おう
15.6	生物の遺伝子がもたらす利益を、公平に分け合おう
15.7	密猟や違法取引を、そろそろ撲滅しよう
15.8	外来種の侵入を防ぎ、地域の生態系を守ろう
15.9	生物多様性と豊かな生態系を維持し、私たちの暮らしに役立てよう
15.a	生物多様性と生態系を守るための資金を、もっと調達しよう
15.b	開発途上国の森林を守るために、十分なインセンティブを
15.c	密猟や違法取引に手を染めずに生活できるようにサポートしよう

 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>自治体行政の果たし得る役割</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>【平和】</p>
<p>ターゲット</p>	
16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。

16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。
ターゲットの日本語コピー	
16.1	地球上からあらゆる暴力と、暴力による死をなくそう
16.2	子どもに対する暴力・虐待・搾取・人身売買・拷問をなくそう
16.3	すべての人が法によって平等に守られる社会に
16.4	お金や武器の違法取引を減らし、犯罪集団を駆逐しよう
16.5	汚職や賄賂を大幅に減らそう
16.6	正しく機能し、正しい情報を発信する公共機関へ
16.7	誰もが意思決定に参加できる社会へ
16.8	開発途上国が、もっと意見を言える世界へ
16.9	すべての人に、身分証明書を
16.10	一定のルールのもとで、誰もが必要な情報にアクセスできるように
16.a	世界中が協力して、暴力・テロ・犯罪に立ち向かおう
16.b	差別のない世界を、そのための法律や政策を

17 パートナースHIPで 目標を達成しよう 	17 パートナースHIPで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	自治体行政の果たし得る役割 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。
【実施手段】	
ターゲット	
資金	
17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15～0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国 (HIPC) の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
技術	
17.6	科学技術イノベーション (STI) 及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術 (ICT) をはじめとする実現技術の利用を強化する。
キャパシティ・ビルディング	
17.9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
貿易	
17.10	ドーハ・ラウンド (DDA) 交渉の受諾を含む WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。

17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
体制面、政策・制度的整合性	
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
マルチステークホルダー・パートナーシップ	
17.16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
データ、モニタリング、説明責任	
17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性格の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。
ターゲットの日本語コピー	
17.1	開発途上国を支援し、すべての国の財政力を上げよう
17.2	先進国はODAに関する公約を実施しよう
17.3	開発途上国を支援するための資金源をもっと増やそう
17.4	開発途上国が借金を返せるように支援しよう
17.5	後発開発途上国にお金が集まるしくみをつくろう
17.6	科学技術やその知識を、抱え込まずに共有しよう
17.7	開発途上国に、環境破壊せずに発展できる技術を
17.8	ICTを活用して、後発開発途上国の科学技術を強化しよう
17.9	SDGs達成のために、効果的な支援を開発途上国に
17.10	WTOのもとで、公平で開かれた貿易体制を
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増やそう
17.12	後発開発途上国による輸出に、優遇措置を設けよう
17.13	すべての国が協力して、世界経済を安定させよう
17.14	SDGs達成のために、一貫性のある政策を
17.15	SDGs達成のために、国ごとのやり方を尊重しよう
17.16	多種多様なパートナーシップで、SDGsを推進しよう
17.17	その際、最も効果的なパートナーシップをみつけ、推進しよう
17.18	開発途上国の状況をデータで把握できるように支援しよう
17.19	人類の進歩を測定できる、GDP以外の尺度を開発しよう

那覇市SDGs推進方針

令和4年(2022年)7月発行

那覇市企画財務部企画調整課経営戦略室

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号

TEL:098-862-9937 FAX:098-862-4263